

契約結果調書

平成29年5月17日更新

| No. | 所管課 | 契約の名称 | 契約締結日 | 契約の相手方の名称 | 履行期間 又は納期限 | 契約金額(円) | 契約の相手方とした理由 |
|-----|----------------|-------------------------------|------------|-----------------------------|-------------------------------|------------|---|
| 1 | 選挙管理委員会 事務局 | 宇佐市長選挙投票所記載台等搬入回収業務委託 | 平成29年2月28日 | 公益社団法人 宇佐市シルバー 人材センター | 平成29年4月11日 ～ 平成29年4月28日 | 230,000 | ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。 |
| 2 | 総務課 | 平成29年度庁舎(本庁・安心院支所・院内支所)管理業務委託 | 平成29年3月15日 | (公社)宇佐市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日 | 15,215,750 | ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。 |
| 3 | 総務課 | 平成29年度宇佐市広報等配布業務委託 | 平成29年3月13日 | (公社)宇佐市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日 | 4,108,233 | ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。 |
| 4 | 建築住宅課 | 住宅管理補修業務委託 | 平成29年3月29日 | (公社)宇佐市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月30日 | 2,019,600 | ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。 |
| 5 | 建築住宅課 | 住宅使用料収納事務委託 | 平成29年3月29日 | (公社)宇佐市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月30日 | 2,048,976 | ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。 |

| | | | | | | | |
|---|-------|---------------------------|------------|-------------------|-------------------------------|-----------|---|
| 6 | 社会教育課 | 平成29年度宇佐・長洲・駅川公民館管理業務委託 | 平成29年3月31日 | (社)宇佐市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日 | 8,239,725 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。 |
| 7 | 社会教育課 | 平成29年度四日市コミュニティセンター管理業務委託 | 平成29年3月29日 | (社)宇佐市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日 | 3,279,852 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。 |
| 8 | 土木課 | 桜つつみ河川公園維持管理業務委託 | 平成29年4月27日 | 社会福祉法人 清流会 | 平成29年4月28日 ～ 平成30年3月30日 | 2,160,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害福祉サービス事業を行う施設であること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であり、最低価格を提示したものであること。 |
| 9 | 教育総務課 | 平成29年度 小中学校草刈業務委託 | 平成29年5月2日 | (公社)宇佐市シルバー人材センター | 平成29年5月2日 ～ 平成29年11月17日 | 1,900,800 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。 |